

第28回関西広域連合委員会

日時：平成24年12月27日（木）

午後4時15分～午後5時30分

場所：大阪府立国際会議場10F1001-2会議室

開会 午後4時15分

○広域連合長（井戸敏三） 第28回関西広域連合委員会を開催します。開催がおこなわれましたことを関係の皆様におわび申し上げます。

資料1をご覧いただきたいと思いますが、「新政権に対する期待」という形で従来主張しておりました内容を再整理して1月の上旬ぐらいには国に対して要請をしたい、提言をしたいと考えてまとめたものです。提言ばかりしてもしようがないじゃないかと橋下委員からいつも指摘されていますが、やっぱり言うことは言っておかないといけないということもありますので、まとめさせていただきました。一字一句ここで直していくという作業は省略させていただこうと思いますが、こういう項目は主張しておくべきだというような点があるかと思いますが、その点について御提言賜りましたら幸いです。

○委員（橋下 徹） 今ここですぐに了承を得られることではないと思うんですけど、地方分権の推進のところで、要望ばかりじゃなくて自分たちでやっていくんだからという意味を込めて、「参議院ぐらいには自治体の長を入れてくれよ」ぐらいは入れてもいいんじゃないかなと思います。もちろん参議院のあり方というものを合わせて変えないと、今の衆議院のカーボンコピーのままでは自治体の長が入っていくのはなかなか難しいのかもわかりません。しかし、そういう参議院のあり方を変えた上で、地方分権の推進をお願いするんじゃなくて、自分たちでやっていくんだから、そのかわりチャンスを与えてよと。自治体の長が無条件で参議院議員になるといういわゆるドイツ型のものでなくて、ちゃんと選挙を踏まえるかわりに参議院の中に自治体の長を挑戦させてよということは、地方分権の推進の中に入れるべきじゃないでし

ょうか。参議院のあり方とセットにしなからということは当然のこととしながら、僕はこの要望型、提案型ということをもう止めるといいますか終止符を打つためにも、自分たちが参議院の中に入っていくということを明確に自治体から意思表示すべきだと思っています。これは非常に重要なメッセージだと思っています。

○広域連合長（井戸敏三） 非常に重要な指摘ですが、どうぞ嘉田委員。

○委員（嘉田由紀子） 今の橋下委員の御意見に賛同するという意味でお伝えしたいと思います。

関西広域連合ができて丸2年、出先機関改革などで国と協議をしているときに思ったのですが、地方のことは地方で決めるということを国で決めるんですね。ですから国の決め方のところに地方の実情をわかっている人が入らないと、本当に霞が関は霞が関、地方は地方、この間の回路がないということを悶々としました。

既に皆さんはよく御存知だと思うのですが、私はこの世界に新たに入ってきた、外から入ってきた人間として、本来の地域主権をやるならば、自治体の仕組みを実践し、戦って実績を残している、その人たちが国の法律を決めるところに入らないとこの国の地域主権改革は進まないということが大きな発見でした。そういう意味で橋下委員の、首長と国会議員の兼職については、私もぜひ関西からこそ、この提案を出していただけたらと思います。既に平成24年11月5日の指定都市市長会でも、首長と国会議員の兼職について提案されるなど、ちょうど機運が高まっていますので、ぜひ関西から出していただけたらと思います。

○委員（山田啓二） 今のメッセージは大変重要な部分がありまして、「国と地方の関係の再構築」のところを見ますと、まさに国は地方に口を出すな、逆に言えば地方も国に口を出さないというメッセージになりかねないんですね。でも国と地方の協議の場を通じて、現場の意見をしっかりと国政に反映することがこの国の再生にとって必要だという立場をとっていますので、今言ったように、両方がきちんと話し合う中で意見を交流させる機会を持った形での新しい国と地方の再構築にしていけないと、

少し一方的な形になるのではないかと危惧しますので、その点は文案を連合長のほうで調整していただければありがたいと思います。

○委員（門川大作） 趣旨は同じですが、「道州制に関する地方意見の反映」の部分につきましても、最後に、関西広域連合においても道州制について議論を深めるということを一語入れておくべきだと思います。

○委員（平井伸治） 今これだけ国の中でも議論になっていますから、しっかりとした研究をやって、それに最終的に賛成するか反対するかは自治体の事情もあるでしょうけれども、どういう道州制を議論するかという枠組みについての議論は最低限必要なんだろうと思います。

また地方分権の本丸が「国出先機関の地方移管の強力な推進」というところです。これは少し作戦を変えなきゃいけないタイミングまで来たと思うんですね。現に政権交代もありました。それで民主党の法案が実際審議されないまま終わってしまって、逆に中央政界の中に反発が残っているという状況があります。ですから現実的アプローチを我々がすべきであろうかと思います。全ての出先機関を道州制の実験場として広域連合のほうでやってもいいんじゃないだろうかと、そういう意味で、まず広域連合に先駆的、試験的に権限移譲するというようなことも今後の運動方針として考えてはと思います。

それで全部の機関といっても、例えば国土交通省関係（地方整備局）、これが市町村と折り合いが悪い云々でなかなか難しいのであれば、実現可能なところを市町村とも折り合って、この機関をテスト的にもらいますよという戦い方をしてかなきゃいけない、それが新しい政権交代に対する我々の戦略ではないかなと思います。

また、兼職禁止についての御意見はごもっともだと思うんですが、もし書くのであれば、「道州制についての地方の意見の反映」というようなあたりの中に、「もし国と地方の関係を改める場合には、地方の代表が国の中枢にいるような仕組みを考えると」というふうに記載するというのが本来のところではないかなと思います。単に

兼職禁止を外すということだけでは、確かに嘉田委員や橋下委員のようなスーパーウーマン、スーパーマンもいらっしゃるわけですが、なかなか両方を両立させるというのは大変で、現にドイツでもフランスの上院等でもそうですが、そのセッションの持ち方、その会期の持ち方等に相当な工夫がしてあって、両方一緒にこなせるような仕組みになっているわけです。現状の中でただ単に兼職禁止規定を外すということになりますと、逆に、じゃあそれをどうやって本当にやれるんですかというようなことも議論が沸いてくると思うんです。ですから道州制の議論の中に、「国の中枢に地方の代表が入る、そういう姿を希求すべき」だとか、そういうような書き方かなあというような気がします。

○委員（橋下 徹） 道州制になったときに地方の首長が入るのではなくて、道州制をつくっていく過程においても入らなきゃいけないという話ですから、道州制になったときに地方の声をということではちょっと違うので、まさに国の形を変えていく今のこの過程に入っていかなきゃいけないと思うんですね。それと今の参議院の状況のままでは入れないというような、それは鶏が先か卵が先かの話でして、参議院改革をずっと求めても絶対動きません。だからこれは兼職禁止規定をなくして自治体の長が実際に入りその入った自治体の長を中心に参議院改革を進めていかないと、外から参議院改革をやれやれと言っても無理です。まず入っていくことを先にやった上で参議院改革を進めていくべきだと思うんです。あと両方（兼職）が無理ではないかという話は、無理な人はやめればよいと思うんですよ。だから無理だからといって禁止にするんじゃなくて、やりたいとかできるという人たちにチャンスは開ける。まさに参議院が今一番の既得権みたいになっているところですから、規制緩和という話も含めて、やれるチャンスを与えてくれという人まで禁止にする必要はないのではないのでしょうか。だから、こういう提案なんか一々せずに、ペーパーをつくるぐらいだったら自分たちで国会の中に入っていくぞという、そういうメッセージを僕は出すべきだと思うんですけどね。

○委員（飯泉嘉門）　　今回総選挙で道州制といった点について多くの政党が掲げて、そしてあれだけの議員さんを獲得したと。しかしその中身というのは、その以前に政権公約の関係で我々も直接話をしたときに、やはりまだまだ固まっていないと。だから、それであれば国から道州制の形を決められるのではなくて、あるいは各政党から決められるのではなくて、我々地方目線でこうあるべきだと、例えば連邦制だ、こうした点も言っていくと。しかし、これをただ言っていくだけでは足りないですね。それを実現するためには、やっぱり国会の場でしっかりと我々の意見を言ってもらい、そうした人たちが必要になる。それであれば参議院と衆議院、特に参議院が今カーボンコピーだと言われているのであれば、ここをしっかりと地方の府にしていこうと、それをやることによって地方目線での道州制をつくることができるんだと。それで今度は具体的な手法として、参議院を地方の府とするのであればどうすればいいのか、その手法の一つとして、兼職禁止、これを外せばいいということであれば、それも手法としていろいろ考えればいい。大きな話としては、道州制を地方からどういう形で作るんだということを言う、その手法の一番目として参議院を地方の府にするべきだと。あとは具体的な手法をそれにぶら下げていけばいいと私は思っています。

○副広域連合長（仁坂吉伸）　　二つありまして、橋下委員が言われた点については、個人の意見を言えば、そんなことはできるわけではないとはっきり自分では思っているんです。というのは知事をやってみて、一生懸命やっているとそんな二つもできるかというふうに思いますので、はっきり言うと、意見に反対か賛成かと言われたら反対です。しかし橋下委員ができるんだと、これは橋下委員ならできるかもしれないし、府民が支持したところまで間違っているとは言えないかもしれない。それは論理の話でないから。だけど、ここへ賛成と書くと、仲間になれと言われたら嫌だなあというふうに思います。

それからもう一つ、地方分権の本質をきちんとしたほうがいいということです。出先だけじゃなくて他にもっといろんなことがたくさんある。勝手に国がいろんなこと

を口出しして、それで無責任に半分費用を持ってというようなのがたくさんあるから、もっと本省の機能も含めてきちんと再整理して、国の統一を求めるもの以外は全部地方に移せということにして、統一とは何かということを経済として議論したらいいじゃないかと私は思っているんです。

それで、山田委員が言われたのは、その中身について国が勝手に決めるということを経済が許すわけじゃないし、そういう意味では、プロセスの問題で、そのプロセスの中で地方の我々の意見もちゃんと入れて、それは違うだろというようなことは言えるようにしておけばいいというのは、全部について言えることじゃないかと思うんです。ですから表書きに、ちゃんと意見も聞きながらきちんとやるというふうに。

もう一つは、橋下委員の言われた、入らなければ意見が言えない、それは少しペシミスティック（悲観的）じゃないかと。我々は現場をきちんと預かっているんだから、我々の言っていることは重みがあるはずだし、我々が強く言えば、政党だって、国の個別の話だって政策だって変わりますよ。たくさん和歌山県で実現しています。

○委員（山田啓二）　今言ったように、どこかにその文章を入れていただけるなら私はそれでもかまいません。1つだけ確認させていただきたいのですが、常に混乱してしまうのは、最後のところに関西広域連合とあり、連合長そして各委員という名前を連ねていく方式ですが、関西広域連合としての機関の決定、委員会の決定なのか、関西広域連合の連合長、委員の総意としての提案なのか。関西広域連合には議会もあるわけですから、そうしたところの関係も含めて整理していかないといけない部分があります。私は基本的にこの提案というのは、やっぱり関西広域連合の連合委員会の委員の総意という位置付けでやっていかないと、関西広域連合という組織がそれを決めてやったという形になっていくと、議会の意見は聞いたのかとかそのあたりの話が出てきてしまいますから、しっかりと全員の名前を書いているということはそういうことだと考えているのですが、そここのところは連合長、いかがなお考えなのでしょうか。

○広域連合長（井戸敏三）　これは非常に単純で、関西広域連合の連合長の井戸だけの名前よりは各委員さんの名を連ねていただいて、これだけの総意なんだぞということを示したほうが効き目があるだろうということで連ねさせていただいております。

○委員（橋下　徹）　仁坂副連合長、意見を言って変わることは、それはもちろんあると思うんですが、兼職禁止規定を外すことは、今までの僕らの考え方というか根本哲学が大きく変わる話で、意見を言うことじゃなくて当事者となって自分たちがやっていこうと舵を切るかどうかだと思うんですね。これは知事とか市長として意見を言う、国会の中で意見、それは意見を言ったのは同じだと思うんですけど、国会の中に入ることは意見を言うんじゃないで自分たちでやっていくことですよね。ですから分権というのは今までは意見を言う、知事会として言う、広域連合として言う、言うだけの分権運動だったのが自分たちでやっていくんだと。いつも分権運動と言うんですけど、分権運動の中身は何かと言ったらペーパーをまとめて意見を言うところから、国会の中に入って意見を言うんじゃないで自分たちで決定権と責任を持って自分たちで分権をやっていくんだってことに大きく変わるという、もう根本的に転換する話だから全然違うと思うんです。意見を言うだけの話とは違うと思うんです。それと仁坂副連合長が言われた賛成か反対かという話なんです、僕はやらない人の自由は認めたらいいと思うんですが、やりたいという人の自由まで否定する必要はないと思うんですよね。できるできないは本人が判断することと、有権者が判断すればいいわけですから、できないとかそういうことであれば、できない人はやらなければやらない自由を認める。しかしやる人の自由までを、できない人、できないと思っている人たちが、禁止するのは絶対根本的におかしいと思うんです。今、たまたま兼職禁止という規定があるから、この兼職禁止規定を廃止するってことについて賛否って話になっていますが、そもそものスタートから考えれば、できないとかやりたくない人はやらなければいいし、有権者がだめだと判断を下せばやらなければいい。でも、できる、やれる、有権者が認めた、そういう人はやらせればいい。それをできない、やらない

という人たちが、やれる、できると思っている人たちを全部一律に禁止するというのは、やっぱりそれは根本的におかしいと思うんですけどもね。

○委員（嘉田由紀子）　今の橋下委員と私は基本的なスタンスが近いのですが、ただ橋下委員のように足場がかたくないので、昨日滋賀県議会で、知事と国政の政党党首が兼職できるのか、できないだろうということで過半数で決議をもらっているのですが、そこは熟考しながら、WHYとHOWの問題があると考えています。

WHY、なぜかっていうと、今のこの時代は本当に霞が関と自治体が二層制です。一方的に上からおりてくるばかり。それで下から持っていくのも陳情陳情です。もっと具体的に改善してこの国の行政のクオリティを上げていく、ガバナンスを上げていくためには自治体の首長が、先ほど言いました地方のことは地方で決めるという法律を決めるところに地方のことをわかっている人が入っていないと本当に無駄が多い、遠回りが多いということが私の6年間の知事での経験です。

そしてHOWのところはできるように変えていったらいいですよ。例えばフランス、ドイツ、アメリカが兼職可能ですが、ドイツなどは州知事が参議院になるときにはもう日にちが決まっている。例えば3週間おき、金曜日に本会議が開かれる。その日は州のほうは日程調整をして規則的に入れる。あるいは説明員を国の兼職している知事かわりに、例えば県土木部長が土木のことで説明に行くとかいう形で、HOWのところは兼職できるような仕組みをドイツもフランスもつくっているんです。フランスなどは、地方の首長・議員と兼職している国会議員が8割を超えているんです。だからその気になって制度を変えたらできる。問題はHOWだけではなくてWHY、なぜ今この時代に首長が国政に直接かかわっていく必要があるのか、ここのところをしっかりと議論していただき、必要があると国民に理解していただいたら、HOWのところでもできるように時間、空間、人間の配置をしていただき、そして法律も変えていただくということが今申し上げたいことです。ぜひ今回の新政権に対する要請に、道州制に関してではなくて、「国と地方のガバナンスの問題」で1項目上げて

いただけるとありがたいんですが、それを上げると仁坂副連合長はここに署名できないということでしたら、また協議していただいたらと思います。

○副広域連合長（仁坂吉伸）　橋下委員が言われたことについては反論しません。けども、ここに書かなければ実現できないわけじゃないんでしょ。ですから、それが橋下委員の議論の中では、ここに書かなかつたら邪魔をしているような言い方をされるのはちょっと言い過ぎだと思うんです。ですから私は自分の心情に従えば、賛成するわけにはいかんと思っているから、ここには書かないでもいいじゃないですか、橋下委員の議論は世の中に堂々とやられたらいいじゃないですかと、そういうことを言っているんです。

○委員（橋下　徹）　そしたら表現が、やりたい人はやればいい、やりたくない人はやらなくていいというのが多分両方フェアだと思うんです。だからここに書かなくてもいいというのは、やりたい人のことまで反対するっていうのもやっぱりおかしいと思うので、書きぶりとして、やれる、やりたい人は国政で実行すればいいし、やりたくない、やれない人はやらなくていいということであればフィフティ・フィフティだと思うんですけどもね、それは。

○副広域連合長（仁坂吉伸）　それは違う。

○広域連合長（井戸敏三）　これは結論がきつと出ないんで、私が引き取りますけれども、書くとする、実現を図るためのプロセスがどう地方分権を進めるか、そのプロセスが大事だ。それでプロセスをやろうとすると、橋下委員の提案とか、協議の場を従前に活用しろとか、プロセス部分の中に書くんだつたら書けるかなあ。ただ兼職禁止を外せというのを、広域連合で今の時点で真正面から言うとなると、これは十分な議論がされていないのではないかと思います。したがってちょっと引き取らせていただいて、こんな書き方だつたらどうでしょうということも御相談させていただきます。それでもやっぱり駄目ということなら、またその時点で皆さんと相談することにさせていただきますか。非常に重要な指摘をプロセス論としていただいているというこ

とはよくわかっています。

○委員（矢田立郎） この分権の関係で、前に地方分権推進委員会が4次の勧告まで出したわけですね。それに関して、民主党政権のときには一顧だにされなかったわけですが、広域連合としては、4次までの勧告の内容というものはどのように評価して、この政権に対して申し入れをするのか、そこはいかがでしょうか。

○広域連合長（井戸敏三） 4次勧告は広域連合は全然前提にしていらないんですよ。したがって、書くとすれば地方分権を進めるためにも4次勧告を実現しろということに触れるということだと思います。それも検討させてください。

それでは、議題を速めさせていただきまして、資料4の電気料金の値上げ申請について、関西電力の八木社長がお見えですので、お話を伺わせていただこうと思います。

合わせて広域連合として、関西電力に対して料金値上げについての申し出をさせていただくことで、後ほど提言を取りまとめまして御相談しますので、御理解いただきたいと思います。

○関西電力（株）八木取締役社長 関西電力の八木でございます。井戸連合長様を初め関西広域連合の皆様には、平素より弊社事業に対しまして格別の御高配を賜っておりますこと、改めて厚く御礼を申し上げます。

本日は、今般弊社が国に申請いたしました電気料金の値上げにつきましておわびと御説明に上がらせていただきました。

関西地域の皆様には昨年来節電に多大なる御協力を賜り、また大変な御不便と御迷惑をおかけしておりますことに加えまして、現在厳しい経済情勢の中で電気料金の値上げにより生活や産業活動に多大の御負担をおかけすることになりますこと、まことに申しわけなく思っております。深くおわび申し上げます。

東日本大震災以降停止中の原子力プラントの再稼働時期が見通せない中、火力燃料費等の負担が大幅に増加しておりまして、当社はこれまで徹底した経営効率化と内部留保の取り崩し等によりまして、この費用の増加を可能な限り吸収してまいったとこ

ろでございます。しかしながら、こうした状況が続いてまいりますと、電力の安全・安定供給に支障を来しかねないため、さらなる徹底した経営効率化を前提とした上で、苦渋の決断でございますが、電気料金の値上げをお願いさせていただいた次第でございます。

弊社におきましては、これまでも他社に先駆けまして早期退職制度等の導入による人員の削減や営業所等の統廃合、さらには不要な資産の売却など経営効率化に取り組んでまいったところでございます。今回の値上げに当たりましても、この聖域を設けず、さらなる徹底した経営効率化に取り組み、年間1,553億円のコスト削減を電気料金に反映することでお客様にお願いする御負担を極力軽減できるよう取り組んでまいりたいと思っております。

値上げの申請内容につきましては、現在井戸連合長にも御出席を賜りました国の審査専門委員会等におきまして、有識者や消費者団体の皆様をメンバーとして厳正な審査が続いているところでございます。弊社といたしましては、国の審査に真摯に対応してまいりたいと考えているところでございます。また、今後とも値上げをお願いするに至りました背景、内容、そうしたことをお客様に誠心誠意また丁寧に御説明させていただきますとともにお客様の御負担を少しでも和らげるよう、省エネルギーの御提案等にも全力を尽くしてまいる所存でございます。皆様には何とぞ格別の御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それではお手元の資料に基づきまして弊社の岩根より御説明させていただきたいと思えます。

○関西電力（株）岩根取締役副社長　岩根でございます。それではお時間の都合もでございますので、早速ではございますが、お手元の資料4に沿って説明させていただきます。

1 ページをごらんください。当社は停止中の原子力プラントの再稼働時期が見通せない中、最大限の供給力確保に取り組んでまいりましたが、火力燃料費につきまして

は震災前の平成22年度と比較して、平成25年度から27年度の3ヵ年平均で5,689億円増加すると見込んでいるなど火力燃料費等の負担が大幅に増加しております。こうした非常に厳しい経営状況のもと、苦渋の決断といたしまして電気料金の値上げをお願いさせていただき次第でございます。

2ページをごらんください。今回の料金改定の概要について御説明いたします。まず原価算定期間につきましては、審査要領にのっとり平成25年から27年度の3年間としております。原価につきましては、1,553億円の経営効率化を反映するものの原子力発電所の再稼動のおくれにより、火力燃料費等の大幅な増加を吸収し切れないため3,641億円の収入不足となる見込みであります。このままでは財務基盤の悪化により電力の安全・安定供給を全うできなくなるおそれがありますことから、来年の4月1日から規制分野につきまして11.88%、自由化分野につきましては19.23%の値上げをお願いさせていただきたいと考えております。

3ページをごらんください。原価につきまして平成20年の前回改定時との比較をお示ししております。今回の原価には、1,553億円の効率化を反映するものの火力燃料費の負担が大幅に増加した結果、前回に比べて2,844億円増加いたしております。

4ページでございます。今回の原価算定における主な前提諸元につきましては、まず販売電力量は、節電の影響等を織り込み前回と比べて43億キロワットアワー減少の1,446億キロワットアワーと想定しております。原子力につきましては、稼動中の大飯発電所3・4号機に加え高浜発電所3・4号機の再稼動を織り込んでおります。高浜3・4号機につきましては現時点で再稼動の見通しが立っているわけではございませんが、ストレステスト1次評価結果の審査が最も進んでいることから、安全性に関する議論が一定程度進んでいると考えられることを勘案し、あくまでも原価算定上の前提として来年7月からの再稼動としております。

5ページでございます。原価に織り込んでおります経営効率化の内訳について御説明いたします。今回の原価につきましては、これまでの徹底した効率化の取り組みを

さらに加速し、給料手当の削減等による人件費の削減や競争的発注方法の拡大等による発注価格の削減など、3年平均で1,553億円のコスト削減を反映しております。

6ページでございます。ここからは原価を構成する費目ごとの内訳について御説明いたします。まず人件費につきましては、役員給与の一部カットや社員年収をメルクマール水準である664万円まで引き下げることに加え、保養所の全廃等を反映することにより人件費総額を前回と比較して約2割、439億円削減しております。

7ページを飛ばしていただいて8ページでございます。燃料費につきましては、火力発電電力量が増加したことにより、前回と比較して4,173億円の大幅な増加となっております。

9ページでございます。修繕費につきましては、火力発電所の定期点検の増加やスマートメーターの導入などの増加要因がございますが、発注価格の削減や工事内容の精査などにより、前回と同水準まで抑制しております。

10ページでございます。減価償却費につきましては、姫路第二火力発電所のコンバインドサイクル発電方式化や原子力発電所の安全対策などの増加要因はあるものの、発注価格の削減をはじめとした設備投資削減の影響などにより、前回と比較して144億円減少しております。

11ページでございます。事業報酬につきましては、電気を安全・安定的にお届けするために必要な資金を円滑に調達するためのコストに相当するものであり、省令にのっとり算定しております。事業報酬率につきましては、金利の低下などにより前回の3.0%から2.9%に低下し、その結果事業報酬は前回改定時と比較して36億円減少しております。

次に13ページまで飛んでいただきます。13ページでございますが、公租公課につきましては、法人税率の引き下げなどにより、前回と比較して23億円減少しております。

14ページでございます。原子力バックエンド費用につきましては、原子力発電所の利用率が大幅に低下することなどから、前回と比較して350億円減少しております。

15ページでございます。その他経費につきましては、競争入札を拡大することで発注価格を低減させることに加え、広報活動費用の削減や研究内容の厳選、寄附金、諸会費の削減などにより普及開発関係費、研究費、諸費などは前回と比較して削減しております。一方、原子力発電所のシビアアクシデント対応に伴う委託費の増加や原子力損賠の一般負担金などにより、その他経費全体では前回と比較して414億円増加しております。

次に17ページに飛んでいただきます。先ほど2ページ目で御説明いたしました全体の原価と現行料金収入との比較につきまして、規制分野と自由化分野に分けて御説明いたします。まず規制分野のお客様につきましては、収入不足が1,309億円となり、1キロワットアワー当たり平均2円43銭、11.88%の値上げをお願いしたいと考えております。

18ページでございます。自由化分野のお客様につきましては、収入不足が2,333億円となり、1キロワットアワー当たり平均2円57銭、19.23%の値上げをお願いしたいと考えております。

19ページでございます。規制分野の料金について御説明いたします。御家庭などで最も多く契約いただいている従量電灯Aにつきましては、電気のご使用量に応じて料金単価に格差を設けた3段階料金制度を導入しております。今回の改定におきましては、お客様の御負担軽減につながる取り組みとして、毎日の暮らしに必要不可欠なご使用量に相当する第1段階料金につきましては相対的に値上げ幅を抑制しております。一方、省エネルギー推進という観点から、第3段階料金は相対的に値上げ幅を大きくしております。従量電灯Aにおける値上げの影響額につきましては、20ページに記載いたしております。

次にページが飛びますが、24ページをごらんください。自由化分野の料金につきまして御説明いたします。今回自由化分野のお客様につきましても、来年の4月1日からの値上げをお願い申し上げたいと考えております。ただし4月1日が現行の御契約

期間の途中である場合には、お客様に御確認の上、御契約期間満了までは現在の御契約内容を継続させていただきます。値上げ後の単価につきましては、現行の電力量料金単価に供給電圧別の加算単価を一律に上乘せしたものとし、基本料金単価につきましては変更いたしません。また供給約款を認可いただいた場合は、認可された原価に基づき値上げ後の単価の見直しをさせていただく予定であります。

値上げの影響額について25ページに記載いたしております。

次にページが飛びますが、28ページをごらんください。お客様への御説明についてでございます。このたびの電気料金の値上げに関するお客様への御説明につきましては、まず御家庭を含む規制分野のお客様には、検針時のチラシやホームページなどを通じて必要な情報開示とわかりやすい御説明に努めてまいります。また消費者団体様をはじめした各種団体様には、御訪問を通じた丁寧な御説明をさせていただくとともに専用ダイヤルの設置によりお問い合わせへの丁寧な対応を心がけてまいります。

29ページでございます。自由化分野のお客様につきましては、500キロワット以上のお客様には、全てのお客様を御訪問し御説明させていただきます。また500キロワット未満のお客様につきましては、値上げのお願いの文書を郵送にてお届けの上、当社からお電話等により内容の御説明を行ってまいります。また自治体様、企業様を統括する団体様を初めとした各種団体様には、御訪問を通じた丁寧な御説明をさせていただくとともに専用ダイヤルの設置によりお問い合わせへの丁寧な対応を心がけてまいります。

飛びますが32ページをごらんください。当社の改定申請に関する国の審議状況について御報告させていただきます。現在、経済産業省の電気料金審査専門委員会が3回、消費者委員会の家庭用電気料金値上げ認可申請に関する調査会が1回開催され、電気料金値上げの申請内容について御審議いただいております。

33ページでございます。今後のスケジュールにつきましては、東京電力の例を参考にいたしますと、引き続き開催される電気料金審査専門委員会、家庭用電気料金値上

げ認可申請に関する調査会、さらには電気供給約款の変更の認可に係る公聴会を経て経済産業省の査定方針案が取りまとめられ、物価問題に関する関係閣僚会議の了承を受け、料金申請に対する方針が示された上で認可されることになると考えております。

以上、大変長くなって申しわけございませんが、このたび当社の電気料金改定の申請概要につきまして御説明させていただきました。ありがとうございました。

○広域連合長（井戸敏三） 八木社長が5時20分には退出されなきゃいけないと伺っていますので、社長に対して申し入れなり御意見があればお願いします。

○委員（山田啓二） これは国に対して申請しているのですが、一番最大の住民代表はこの関西広域連合に集まっている首長たちです。そうした面からも、私たちの意見、これからまた岩根副社長にも申し上げますが、そうしたものを十分に考慮していただけたらと考えてよろしいでしょうか。それとも、関西電力としてこれからもう一歩も動かないと考えてらっしゃるのでしょうか。

○関西電力（株）八木取締役社長 お答え申し上げます。例えば基本的な経営の方向性とかいろんな諸課題についての御意見を賜るのは、これは今後いろいろと私ども経営課題ということの中で対応を十分してまいりたいと思っておりますが、この電気料金の申請した中身につきましては、国の審査専門委員会が基本的には審査されておられますので、どちらかというとその審査の内容が中心になるかと思っております。そうした中で、今こちらから御意見をいただいたことを我々はできるだけ反映して説明させていただきますが、基本的には原価の査定等につきまして、恐らく国の審査委員会あるいは消費者庁、ここが中心になってまいりたいと思っておりますが、この料金を組むに当たっていろんな考え方があります。我々の経営方針の。そういったことについての今後のあり方、それについては十分御意見を踏まえながら、私どもも、例えばこの織り込んでおりますさらなる経営効率化ということにつきましても、これに十分満足せずに一層踏み込んだことも行ってまいりたいと思っておりますので、いろいろ今後の諸活動に関して、それは十分御意見を反映させていただきたいと思っております。

○委員（門川大作） 中小企業の状況とか市民生活を考えたときに、より一層値上げ幅の圧縮をお願いしたい、そのための全力を挙げた御努力をお願いしたい。それに尽きると思います。

○委員（嘉田由紀子） 大阪府市のほうで料金値上げに関する申し入れ、私は極めて的確にまとめていただいていると思います。この大阪府市の4項目、経営責任の明確化と説明責任、つまりこれだけ原子力に依存するという構造をつくってきってしまったがゆえに今回も燃料費が高くなり、そして原子力施設は動かせない状態です。ですから、高コストになってしまっている。今後どうしていくのかは、安全性とまさに関西の命運をかけて、いわば生殺与奪の権利を持っているのが若狭の原子力発電所の問題ですから、そのあたりをきちんと今後の方向を出していただきたい。

それから2つ目は原価低減への徹底した努力です。ここでも、効率的な運営と言っていますが、例えば今日の日経新聞で、関西電力さんの資材調達、指名発注が85%。びっくりしたのですが、行政では考えられない。指名発注85%、競争性は今まで関知してなかったのでしょうか。その指名発注の中で、いわば仲間をつくってそこでもろいろ発注し、そこでさまざまな構造をつくってきたんじゃないのかと。ですから原価低減への徹底した努力、高コスト構造を見直していただきたい。それから需要抑制への取り組みの強化、それと電源構成を今後どうするのか。いつも電力料金の値上げが一番困るのは、家庭ももちろんですけども、中小企業あるいは中小・零細企業です。知事としては、いつも地元から、ともかく電源種は何でもいいから電気料金を上げてくれるなということ現場で聞いている立場なんです。だから原発を動かしてほしいということも、その電力料金を上げないでという経済界から出てくる。安全性はもう目をつぶってくれと、危険なものでも動かしてくれと言わざるを得ない中小企業の経営者の皆さんの思い、それを受けとめざるを得なかった。例えば大飯の3・4号機するとき、その自治体の首長の悩みなどを勘案いただいて、この原子力発電所の問題については、絶対安全をどう担保するのかと。私は政治的にはゼロを申し上げており

ますが、そのあたりを含めて総合的な判断を八木社長から聞かせていただきたいと思います。

○関西電力（株）八木取締役社長　お答え申し上げたいと思います。まず経営責任ということでございますが、私どもの関西電力の使命というのは、お客様に良質な電気を、しかもできるだけ低廉な電気を安定的にお届けすると、これが私どもの最大の使命でございます。そうした使命を達成するために、いわゆる供給元である電源を構築してきてるわけですが、当然この電源構築に当たっては安全の確保が大前提でありますし、安定供給、環境保全、経済性と、こうしたことを念頭に置いて構築してきたわけです。これまでの経緯を、これは御承知かと思いますが、株主の皆様の御意見などを伺いながら、例えばオイルショックを踏まえた脱石油への対応とか地球温暖化問題への対応といった時代の要請、あるいは国のエネルギー政策ということで、私どもも水力中心から火力中心そして原子力中心といろいろな電源構成をその都度最適な形に切りかえ、現在では原子力を基軸としたエネルギーベストミックスという形になってるわけでございます。こうしたことが結果として、例えば電力10社の中で当社は最も低いCO₂の排出原単位を実現しておりますし、またこのたび電気料金値上げのお願いをさせていただくことになりましたが、これまでの水準を調べますと、販売電力量当たりでも東京電力よりもおおむね低い水準を維持しておりますし、23年度でも1割安いということで電気料金も東京に比べると安い水準を維持してきたと、こういうことでございます。

そうした中で、今般確かに東日本大震災以降の原子力を含めたエネルギー政策の見直しという要請もございます。一方で、やはりそうしたことでCO₂の問題、あるいは地政学的なリスクのある石油・化石燃料へ頼っていくという問題、あるいは経済性、安定性、これはエネルギーの密度といった面での再生可能エネルギーの課題、こうしたことを全体としてトータルで考えて、日本としては自前の資源が4%しかないということをお考えますと、やはり原子力を含めたエネルギー資源を、多様な資源をうまく

組み合わせて、そして安全の確保を大前提とした上で安定供給、環境保全、経済性、こうしたことをやっぱり達成していくべきではないかと私は思っております。当然その場合の原子力の安全ということにつきましては、これは私どもも今回の福島を踏まえまして二度と起こしてはならないというかたい決意のもと、世界最高水準の安全性を確保すべく今努力いたしておりますが、そうしたことを踏まえながら、やはり低廉で安定した電気、しかも良質な電気を関西地域の皆様にお届けするというのが私どもの経営責任であると思っております、そうしたことをしっかりと果たしてまいりたいと思っております。そういう中でいろいろと随意契約のご指摘もございましたが、やはり私どもの仕事というのは電力の安全・安定供給という仕事をするための仕事でありまして、これはやはり高度な技術力、それとやはり培ってきた今までのノウハウ、こういうものがありますので、一般の方々ができるという範疇というのは限られてると、そういうことで随意契約の部分が高くなってるのが事実でございますが、これは私どもも反省して、この15%をさらに30%まで上げていくように努力はしてまいりたいというふうに思っておるところでございます。そういう意味では、私どもといたしましては、今進めてまいっておりますこれまでの経営方針を昨今のいろんな社会情勢を踏まえながら、そしてやはり長期的に関西地域の電気を低廉で安定して送るためにいかにやるべきか、そういう意味では再生可能エネルギーそれから化石燃料を使った発電、この発電所をもっと効率的な発電所に変えていくというようなこと、そして原子力の安全性を高めて、こうしたものをうまくミックスした形でぜひそういう実現をしてまいりたいと考えているところでございます。細かいところはまた岩根のほうから御質問にお答えさせていただきますが、総合的にそういう考え方で今は進めてさせていただきたいと思っております。

○広域連合長（井戸敏三） 関西広域連合としても、料金値上げを内部留保だけでカバーしろというのは基本的に難しいという事情は承知しておりますが、料金値上げの前提として、どこまで身を切る努力を消費者やあるいは事業者、中小業者に見せて

いただくか、これが一番重要な点ではないかと考えておりますので、国のほうでいろんな審査がされるとは思いますが、さらなる努力を追加的に提案していただくというような努力も重ねていただきたいと、これが我々からの基本的な要請です。

○委員（松井一郎）　我々が何か言ったところでこのまま粛々と料金値上げに突き進んでいくわけですよ。これは国において決定される。それぞれ一般家庭まで値上げされるわけですよ、中小企業の事業用電力も値上げになる。僕は人の財布をのぞきにいくのは一番嫌ですけど、ここは社長個人そして役員の皆さんは1人（報酬が）幾らかは、はっきりと知らせるべきだと思うんです。報酬を幾らかットして幾らになると。でないと本当に関西府県民の平均所得が厳しい状況の中で、一番厳しい一般家庭も値上げ。みな思っていますよ、今回のこの事故によってシビアアクシデントによって燃料費が上がるのもわかると。じゃあ経営者側はどうなのと。それは会社が決められることですから、それ以上僕らがどうという話ではないと思います。これは国の委員会で議論されることですが、そこは今まで何度お聞きしても明らかにならない部分は、ぜひこの際オープンにさせていただきたいと思います。

○関西電力（株）八木取締役社長　御意見として承りたいと思います。

○広域連合長（井戸敏三）　八木社長、ありがとうございました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○関西電力（株）八木取締役社長　申し訳ございません、勝手いたしますが、どうもよろしくお願ひいたします。今日は貴重な機会を賜りまして本当にありがとうございました。

○広域連合長（井戸敏三）　今説明を受けました内容等について御意見や御質疑ございましたらお願ひします。

○委員（山田啓二）　最後に社長に申し上げようと思ったので、またお伝えいただきたいと思います。エネルギーのあり方は、国民の皆さん一人一人の思いが結集して決まっていくのではないかと。おっしゃいましたようにCO₂も削減していかなければ

ならない、それからいろいろな面で安心・安全を確保していかなければならない。これは関西電力1社で決めることではなく、やっぱり住民の総意で安心・安全、そしてエネルギーのベストミックスの関係をしっかりと議論して、その中で決定していく。そこに初めて企業としての経営のあり方というのが出てくるのであって、関西電力がこれがいいからこうしてるんだという形になってまいりますと、そこは民間企業ですから、幾ら公的な企業といっても全体のエネルギー政策を決めるところではありませぬので、その点についてはやはり多くの住民の意見、また首長をはじめ住民の安心・安全に責任を持っている者の意見を聞いて、そういうベストミックスというものをつくり上げていただきたいということをまず総論としては述べておきます。

それから各論を申しますと、非常に違和感がありますのは、これからの3年間も電力量は伸びるという前提で試算されているのですが、省エネを推進して、どんどん抑えていくということを盛り込んで、大口の方に対しては値上げをしながら電力量だけは伸びていくというその試算との間で、私はどうもそのあたりが納得いかないのですが、この電力見通しと省エネの関係についてはどういう算定をされているのでしょうか、お教えいただきたいと思います。

○関西電力（株）岩根取締役副社長　1点目のほうはおっしゃるとおりでございます。エネルギー政策全体の中で我々これからどうしていったらいいかということも当然考えていく必要がございますし、それから昨年4月に我々は総合企画本部の中に地域エネルギー部門というのを設けまして、これはまさに地域の皆様と御一緒にいろいろお話を聞かせていただきながら、ともにエネルギーはやっぱり考えて御一緒につくれるものは御一緒につくっていききたいということの趣旨でつくっておりますので、今後ともぜひいろいろ御意見を聞かせていただきまして、我々としても考えていききたいと思っておりますし、国のほうとしても今後長期的なエネルギー政策というのは出てくると思っておりますので、当然それを踏まえて我々の将来の電源構成、エネルギー構成のあり方というのを考えていかせていただきたいというふうに思っております。

それから二つ目の御質問でございますが、去年、今年と随分節電をお願いさせていただいております。今年の節電をした後、お客様にそれぞれアンケートをとらせていただきまして、この節電量がどのくらい継続していただけるのかというのを伺っております。国のほうでもアンケートをとっていただいております、その双方を比較して大体同じ傾向ですが、多いほうの節電量というのを織り込ませていただいております、キロワットアワーにしまして約50億キロワットアワー、キロワットにしますと300万キロワットぐらいですね、これを節電量として一旦そこで下げて織り込ませていただいております。その上で、例えば電灯で見ますと、原単位といたしまして1家庭当たりの使用量は当然節電がありましたので落ちてるんですけども、世帯数は23年24年とも伸びておりますので、その伸びている分は反映させていただいておりますし、それから産業用につきましても節電は織り込んでおりますが、今後の経済成長の分というのは民間の機関の分を織り込ませていただいて、その分については若干ですが上向きにしております。ですから22年度に比べると相当大きく下がっておりますが、大きく下がった23年度あるいは24年度に比べて若干の増加ということで織り込ませていただいております。

○委員（山田啓二） 省エネ努力を求めるために値上げをされると言われているわけですね。その分はどこに出てくるわけですか。

○関西電力（株）岩根取締役副社長 この夏にお願いした分の8割なり7割なりは。

○委員（山田啓二） これから料金値上げをして省エネ努力を求めるとおっしゃっている部分はどこにカウントされているんですかということを知っているんですが。

○関西電力（株）岩根取締役副社長 この夏15%という相当な無理をお願いしたというふうに我々は認識している、ということが1つと、それから値上げの分と需要との相関というのはちょっと我々もこれからしっかり勉強していかないとだめなんだけど、いろんなレポート等も出てますし、それから東京電力さんも値上げをされておりますけども、その後もその値上げの影響というのは顕著にあらわれてる傾向ではないと思

いまして、現在相当の節電量を織り込ませていただいているということで、この計画で出させていただいているということでございます。

○委員（山田啓二） それだったら第3段階だけ上げる理由には全くならないんだと思うのですが、第3段階を上げて省エネ努力を求めるとおっしゃっているながら、こちらのほうはもう十分に省エネしているからこれで大体織り込んでいますよと言われてたら、第1段階も第2段階も第3段階もみんな同じじゃないですか。第3段階の人たちには大きな省エネ努力を求めるとこのペーパーにも書かれているんですよ、はっきりと。ところがその周辺努力のほうはもう難しい、今までやってくれたもので十分ですよと言ったら、書いてあることと今言っている説明が全く筋が通らない。これ以上言いませんが、ちょっと変な説明だなとだけは言わせていただきたいと思います。

○広域連合長（井戸敏三） ほかにございますか。先ほども触れましたように、きょう大阪府市さんから申し入れられると思いますが、私ども関西広域連合も、大阪府市の申し入れもベースにしながら後日考え方を整理して申し入れさせていただきますので、ぜひ御配慮いただきたいと思います。骨子は、私も11月29日の（電気料金審査専門）委員会で大阪府市がまとめられているような内容は全て触れておりまして、合わせて再稼動に当たっての基準を早くつくれと、それからエネルギーの基本的な方向づけを国が早く明確にすべきだということも申し述べたところです。その辺も含めて関西電力に広域連合としての申し入れをさせていただくことにしたいと思います。お取り扱いの点につきましてもどうぞよろしく願いいたします。

それでは、岩根副社長に御退席いただくことにいたします。社長、それから岩根副社長、おいでいただきまして御説明いただきましたことに感謝いたします。

○関西電力（株）岩根取締役副社長 本日はどうもありがとうございました。

○広域連合長（井戸敏三） それでは引き続き協議に入らせていただきます。

第2の議題は平成25年度の予算要求の状況です。7分野の取り組み等につきまして、現時点における予算の整理状況を御説明させていただきます。事務局、お願いします。

○事務局 予算要求の状況です。2点ございます。一番下のところを見ていただきますと、25年度の予算要求額12億1,200万円が5億5,800万円の増となっており、1.8倍となっております。上を見ていただきますと、主なものは広域医療で4億1,700万円、これはドクターヘリ2機、大阪ヘリ、徳島ヘリが広域連合に移管になるということで1機当たり2億円、4億1,700万円です。これは半分が国庫です。それからその下資格試験の6,000万円、これは25年度から本格的に試験を実施するというので、25年度が実質的にスタートとなりますが、この6,000万円の増も含めて1億1,300万円の経費は手数料の収入の中で行い、各府県に御迷惑はかけないという形になっております。それと一番下のところ本部運営費6,200万円、ここは政令市が24年度に入っていた分の人件費が通年度化するという分と合わせて議会事務局の体制を強化する部分です。各府県市に負担をお願いする部分として2億3,000万円程度増となっておりますが、そのうちドクターヘリで2億円ほどの増となっておりますので、いわば運営経費それから事業費等で増をお願いする部分が300万円程度あると御理解いただければと思います。この状況でさらに整理を進めまして、一番上に書いておりますが、1月12日の連合議会総務常任委員会で報告、協議をさせていただき、さらに整理を行い1月の連合委員会で原案として取りまとめていただければと思っております。最終的には3月議会に提出する予算議案として2月下旬の確定を目指してまいりたいと考えております。

○広域連合長（井戸敏三） 私からのお願いですが、この予算の内容につきましては担当委員の皆さんが十分チェックしていただいているものだということで取りまとめさせていただこうと思っておりますので、1月の総務常任委員会にも概要説明をさせていただいて、正式には2月下旬、3月議会にお諮りするということですので、それまでの間に必要なチェック等をぜひよろしくお願い申し上げたいと存じます。

中間報告をさせていただいたということで。何かありますか。

それでは、次に関西広域連合の規約の改正についてです。

今の予算の説明と関連しているのですが、事務局から説明願います。

○事務局　このたび大阪へり・徳島へりが広域連合へ移管されることに伴いまして、連合規約本則では7府県の共通事務になっておりますが、負担金のところは京都、兵庫、鳥取の部分だけしか書いておりません。これに加え原則に従い滋賀、大阪、和歌山、鳥取、徳島県を負担金をいただく団体として書き込む。合わせまして負担割合について今までは人口割、利用実績割を半分ずつとっておりましたが、3機体制になるのに合わせまして、利用実績割に一本化するという改正を盛り込んでおります。

なお、書いておりますように、和歌山県の負担については、和歌山へり自体の移管はございませんが、和歌山に飛んでくる部分は滋賀県同様ございますので、経費の負担について、ただし大阪へり・徳島へりとの間で相互応援協定を結んでおられるということで、負担が発生しないというものを改正附則に書いております。以下、広域観光のところで文化事業費、産業のところで農業関係の事業費、研修のところでWEB研修等についても負担の割合をこのたび改めて定めまして、新たに事業化を図ってきたいということです。

スケジュールとしては、この2月からの府縣市議会に御提案いただきまして、3月末各府縣市議会の議決がそろった段階で総務大臣に届け出をすることで、4月1日の施行を目指しております。

○広域連合長（井戸敏三）　この規約の改正内容ですので、議会の議決は必要ですが、総務大臣の許可は要らない、届け出だけで済みますということになりますので、御了解いただきたいと思います。負担区分の考え方等については十分に調整をさせていただいております。

資料の3-2に2月議会に提案する案件、条例改正等を整理させていただいておりますので御参照下さい。

資料の5ですが、関西広域連合の公平委員会の委託ですが、発足のときに順番に構成団体で回していくことにさせていただきました。現在は京都府にお願いしているわ

けですが、25年からは大阪府にお願いしたい、それから選挙管理委員会につきましても、25年度からは京都府にお願いしたいということですので、よろしくお願ひいたします。

それから、仁坂副連合長、よろしくお願ひします。

○副広域連合長（仁坂吉伸） 脱法ハーブの条例ができました。どうぞ御参考にと
いう話です。ただ、一言言っておきますと、こういう条例はみんなで議論して、一斉
にやるっていうふうにしたらいんだけどなあと思いながら、ちょっと独走しましたが、
いろいろ検討していただいて、過不足を議論しながら、これからやったらいいん
じゃないかと、条例改正は簡単ですからそういうふうに思います。

○委員（平井伸治） これは絶対必要だと思うんですね。厚労省がこのたび包括
指定をされまして、幅広く指定はされたんですが、ただ、全部がからめ捕られている
わけじゃありません。タイムキャップがあるので、その知事指定薬物を規制対象にし
ようということで、我々も本当はやりたいんです。それで2月議会に出そうかと思っ
ていたんですが、そこを自分らで調べ切れるかなあというのを自信がどうしても持て
ないですね。ただ松井委員のところでも前回出されまして、既に運用も始まっています。
また仁坂副連合長や飯泉委員のところでも、その指定薬物は化学分析が必要です。こ
れは広域医療の観点もありますので、広域連合としても、指定薬物にふさわしい幻覚
を催す、そういう性質とかその辺の情報を共有させていただけると本当はうれしいん
だがないなあと思います。もしそうであれば、うちも2月議会に指定薬物も含めて知事指
定薬物も含めた条例で出したいなあという気持ちが非常に多くあります。無理でも徳
島県とは共有させてねという話もしていたんですが、本来は関西の広域で広域医療の
一環でもいいですし、事実上の情報共有でもいいんですが、御配慮いただけないもの
と仁坂副連合長、松井委員にお願いがてらちょっと発言させていただきました。

○副広域連合長（仁坂吉伸） この問題は放置できませんので、みんなそれぞれ考
えているんですね。私なんか厚労省にこの案を持って行って、おまえらやれとか言っ

たこともあるんですけど、そういう観点からちょっといいことをやってくれつつあります。それは指定薬物の指定を厳格にしないでちょっと幅を広げて、例えば塩基がついているようなやつはコンプレックスで指定をしていくというようなことをやる。そうするとちょっと横のところへ逃げて指定薬物逃れをしてということがなくなりつつあるんですね。完全にはなくならない。厚労省は遅いですから、東京とか大阪とか和歌山とか徳島は知事指定薬物を自分でつくった。私なんか本当は和歌山県の能力を考えたら大阪や東京の知恵をかりてこようと思っているんですが、そういうことで追加していく。だけど、さらにもっと知恵があって、次のやつをまた考えよるんですよ。それを防ぐ手はないかと考えたのが和歌山のやり方で、例えばクリーナーですとかお香ですとか言って売るんですよ。そう言うと、指定薬物にしてないときは、お香として売られたら和歌山以外のどの条例でも取り締まれないんですね。そのときに、お香ですかと言って、じゃあ監視させてもらいますと言って追っかけ回すというのが和歌山のやり方なんです。ただ、これは物すごく手間暇がかかります。ですから我々はそれに踏み切ったけど、大きな自治体だとなかなか難しいかもしれないという嫌いはあると思います。だけど、これで100%法律的には封じられたと思っています。

○広域連合長（井戸敏三）　　いずれにしてもこれは広域的な対応が必要な分野なんです。

○委員（松井一郎）　　僕もこれをやるときには、東京都でやっているのを例にさせていただいたんです。今の都道府県レベルの限界で、これが州になれば州知事指定薬物で、例えば大阪でやった結果を共有していただけるんですよ。でも本当はそれでいいと思うんです。これは科学的根拠を持って、脱法ハーブのこの部分については人体に影響が出ますよということをしっかり科学的根拠で実験して、実証するわけですから。ところが知事指定薬物になりますと、大阪でこれはだめよと言っても、兵庫県知事指定薬物にそのまま使えないところが一番問題なんです。だから本来は国で包括して一括してやるべきものなんです。これは国の動きが遅いんで、大阪府としてはい

ろんな事故が実際多発してしまいましたから、これも早急にやらなければならないと。本当は、大阪でやっているその証拠を、こういう人体に影響を及ぼしたからやめますという指定薬物をそのまま各都道府県で使っていただければ一番いいんですよ。でもそれはちょっと使えない、知事指定薬物という形では。

薬物指定する限りは仁坂副連合長のところでしっかり根拠をつくらないと指定しにくいというのがあります。

○委員（平井伸治）　　そういうわけで、情報共有とかがもし可能なものかどうか、それをまた連合長のほうでもお差配いただければありがたいというのが1つと、あと今の松井委員のような御提案であれば、本来は広域医療で事務を持ち寄っているわけでありまして。広域医療の中には麻薬取り締まり等も広義には含まれてるわけでありまして、何だったらその広域連合での条例制定も法理論上は可能なはずですよ。それも含めてまずは情報共有させてもらって、各府県こうやって今条例が出てきますし、うちも実は準備しかけているものですよ。その辺可能なものかどうかは今後事務局で検証していただけたらありがたいと思います。

○広域連合長（井戸敏三）　　私が承知している限りでは、厚労省が法律を直すと言っている。包括指定をしておいて、それで所持などを禁止するように法律を直すと言っているんです。その法律の成立がいつになるのかというのが一番問題なんです。例えば和歌山県の場合、来年の4月1日、もしその法律の改正の時期が4月だったら、若干空振りになる可能性がある。本来国がさぼっているって話ですよ。それはぜひ大阪府さんと広域医療を担当している徳島の飯泉委員とで相談していただいて、情報共有できるような広域連合としての対応をしましょう。

○委員（松井一郎）　　事務方から説明させに行かせます。

○広域連合長（井戸敏三）　　よろしくお願いたします。橋下委員。

○委員（橋下 徹）　　電気料金の値上げに際して、これから僕らいろいろ言っているかないといけないと思うんですが、電力会社のほうの内心といいますか言い分として、

また庶民の皆さんが考えるのも、自治体のほうはどうやねんって、多分人件費の話とかしたときに自治体はどうやねんていうことが、電力会社の思いがあるみたいなんです。それで今回大阪市から出させてもらった件ですが、これは政令市の皆さんには協力いただけるのであれば協力いただきたいし、それで一緒にできるのだったら一緒にやりたいという問題提起だけですが、②の退職手当制度の見直しは、全自治体で一斉に国の引き下げに合わせてやるかと思えますから、置いといたとしても、①のところは現業職の給与の額について、ずっと大阪府で検討しているところですが、現業職の場合には組合交渉があるから人事院とか人事委員会の対象にならないというそんな理屈で、基礎データというものを全然把握してないんです。行政職の場合には、人事院のモデルに基づいてサンプリング調査をやって官民比較をきちっとやっているんですが、現業職はそれをやらずに、今回僕が知事時代に国家公務員の行政職の別表2表でしたか、あれをもとにして大阪府では現業職の給与改革をやったんですが、この別表自体、何のデータでどうなっているのかがわからないままやったところがありまして、大阪府で今度現業職の給与をきちんと官民比較をやろうよって話をしたんですが、サンプル調査もデータの調査も何もないもんですから、大阪府ではこれから人事委員会の持つ調査機能を活用しながらやっていきますので、広くデータ調査とかができるのであれば、これはいろいろ皆さん組合問題もあるので難しいかと思うんですが、大阪府でやりますから御協力とか都道府県でもそういうことができるのであればと思って1点問題提起をさせていただきます。それで③のところは、実は共済の問題で、後ろの別紙に載せているんですが、病気休職のときに官民でいろいろ調査すると、1年目2年目とかもちろん一定の給与保証があるんですが、どうも自治体の場合には、先に公費を充てて後ろのほうに共済を充てて数年間給与保証やっている自治体がほとんどみたいなんです。本当は、民間なんかだと病気休職については最初から共済を充てている。要は共済を先に使いなさいと。それで共済の問題というのは公務員共済だけ保険料率が低いとかいろんな問題がある中で、自治体というのは税金を無制限に使える

るものですから、病気休職の給与保証を先に公費を充てて、それで1年ぐらいしか公費を充てられないだろうってなってから共済を使うんですが、ちょっとこれはおかしいじゃないかということで、給与保証については先に共済を充てようってことで、これを決めたんですが、政令市の場合は単独の共済だからできるんですが、どうも都道府県の場合には47都道府県連合の共済ですから、大阪府ともいろいろ話をしたんですが、1つの自治体だけでは動けないってことですから、これも問題提起させてもらって、こういうこともきちっとやっていかないと民間企業に、関西電力に、ここ経営合理化しろ、ここあれしろと、要は電力料金値上げの問題に対しては住民サイドの立場に立って電力会社にいろいろ言っていくんですが、でも言っているその自治体自体が現業職は官民比較すると、これは大阪市だけの問題かどうかわかりませんが1.何倍になっている、きちんとデータもそろえずに組合交渉だけで何か適当に金額を決め、共済の扱いについても普通の民間の健康保険とかよりも公務員の共済のほうが保険料率が低くて、本当は受益と負担の関係でいけば、病気休職なんて先に共済を充てれば保険料ってもうちょっと上がるのかもわかりませんが、先に税で給与保証しておいて後から共済を使うってのは、こんなのこすいなっていうことで入れかえなきゃいけない、ちょっと細かな話なんですけども、こういうことも、特に都道府県は連合の共済ですから考えていただきたいというのと、政令市は単体で共済であるのであれば、首長の一声で変わるものですから、こういうこともやりながら関西電力にしっかりと申し入れをしていかなければいけないんじゃないかと思ってます。

○広域連合長（井戸敏三） 関西電力への申し出もそうですが、給与制度などに矛盾があるところが幾つかありますので、橋下委員の御指摘も踏まえながら対応できることはしていかなきゃいけないとは思いますが。それで専門職、現業職は県の場合少ないんですよ。特に現業職は非常に少ないということがあって、調査までしてなかったんですが、専門職は結構出てきたんですよ、県も。ですから専門職についてどうするかということはあるんじゃないかとは思いますが。

○委員（橋下 徹） 大阪市でそういう意味で現業職の調査をきちっと来年度からやりますから、提供させてもらいます。それは現業職の多い政令市のほうで、これは組合交渉があるから人事委員会とか対象外だっていうのは、それは通らないと思いますので、人事委員会の中の所掌の範囲の中にも、そういうことを調査したり研究したりするってことが入っていますから、しっかりと官民比較のデータ収集と調査をやって、きちっと官民比較をやらなきゃいけないと思うんです。ですから、ぜひちょっといろいろ事務方から連絡が行けば、御協力とかもお願いしたいと思っています。

○広域連合長（井戸敏三） はい。退職手当のほうは兵庫県はもう条例可決してもらいましたから。

○委員（橋下 徹） 国に合わせて。

○広域連合長（井戸敏三） 15%削減。それから3番目のこれは、実をいうと共済掛金が最近どんどん上がっているんです。上がっているのにかかわらず連合会からの説明が余りないということで、説明をようやくさせるような状況になってきていますので、そういう折衝の1つのテーマに上げさせていただこうと思います。

○委員（橋下 徹） 先に税金を充てて、共済を後から使うって言うから、先に共済を使うのが普通ですけどもね。誰が考えたのか知りません。

○広域連合長（井戸敏三） きっとね、税金で面倒を見ていたんですよ、ずっと。

○委員（橋下 徹） 当初は。

○広域連合長（井戸敏三） それじゃおかしいなっていうので共済が後から追っかけた、そういう経過ではないかと思います。

○委員（橋下 徹） 民間の場合には先に健保が傷病手当とか使っていますので。

○広域連合長（井戸敏三） 橋下委員がおっしゃるように90日過ぎたから共済と税金の半分ずつだっというようにやっておけばよかったですかね。

そのほかにございませんでしょうか。

それでは第28回の関西広域連合委員会は以上で終了させていただきます。ありがと

うございました。

閉会 午後6時00分

平成24年12月記者会見

日時：平成24年12月27日（木）

○司会　　今から若干の時間で御質問を受けさせていただきたいと思います。

○朝日新聞　　朝日新聞の染田屋といいます。初めの新政権に対する期待の部分で、特に兼職のところで意見が分かれた分もあったのですが、今後これの取りまとめとかまとめる時期についてはどういうふうを考えているのですか。

○広域連合長（井戸敏三）　　1月の上旬から中旬の早いうちに申し入れに行きたいと思っていますので、年中にまとめられるか、年を越しても早々にはまとめるというスケジュール感です。

○朝日新聞　　基本的に委員の全員の方の名前があると思うんで、反対とかがある部分については盛り込まずに全員の総意部分だけで。

○広域連合長（井戸敏三）　　その辺は広域連合の申し合わせで、どうしても賛意を表し得ない場合には名前を連ねないということになっていますので、そういう方法もあるし、もともと明確に書かないで、しかし改革をしろというような言い方でまとめるというやり方もありますので、それは最終段階で調整します。

○朝日新聞　　余り日数がないですけど、年内に一応まとめる。

○広域連合長（井戸敏三）　　年内というと明日なんだけど、明日中にまとまるかどうかちょっと、頭をゆっくり冷やしてまとめたほうがいいのかもかもしれませんので、その辺はお任せください。ただ期限としては、1月の10日前後には申し出をしていきたいと考えていますので、それに間に合うようにいたします。

○朝日新聞　　はい、わかりました。ありがとうございました。

○京都新聞　　京都新聞のイケと申します。資料1の新政権に対する期待の部分ですけども、この中の項目は今日全部一応認められたということによろしいんでしょうか、その参議院の兼職の部分を除いては。

○広域連合長（井戸敏三）　　いえいえ、幾つか御注文をいただきましたね、意見を。

ですからそれを盛り込まなきゃいけないので、例えば協議の場をどう入れていくかとかですね。そういう御指摘も踏まえた内容にリライトして、それで合意を取りつけるようにしたいと考えています。

○京都新聞　例えばこの原発の安全確保とか、この部分は入るということは共通の理解でしょうか。

○広域連合長（井戸敏三）　そうですね。

○京都新聞　あと先ほどの質問の関係ですけども、兼職の解禁という部分で、これは文言として入るかどうかというのもまだ今日の時点では結論は出ていないという理解でよろしいのでしょうか。

○広域連合長（井戸敏三）　ちょっと全員の一致にはなっていないというのが今日の時点ですので、工夫ができるかどうか私も頭を絞ってみたいなと思っています。そのような意味で、政策実現の手法のような項目を立てて、その中に織り込んでいくことがどうだろうかというのが先ほど私が皆さんに提案して、その原案を見ていただいて賛否を問いたい、こういうふうを考えているところです。

○司会　時間がおしておりますので、このあたりで終了させていただきます。

○広域連合長（井戸敏三）　それではありがとうございました。